

第3章

生涯学習社会の実現

総論

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

文部科学省では、教育基本法にのっとり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。

現在、第2期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」の三つをキーワードとする生涯学習社会の実現に向けて、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他様々な場や機会における学習の充実と環境整備に取り組んでいます。

具体的には、生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていく観点から、大学等における社会人等の受入れの推進や、多様な学習サービスの質の保証・向上、学習成果の評価・活用、学習活動を通じた地域活動の推進、現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進など様々な施策を集中的に実施しています。

また、地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることに鑑み、地域課題解決の担い手を育てるため、官民を問わず展開される社会教育を振興しています。

教育の原点である家庭教育を支援する取組においては、家庭や地域のつながりを作るとともに、教育分野と保育福祉分野の取組の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要です。さらに、青少年を取り巻く環境が急速に変化している現状を踏まえ、青少年の健全な育成のための取組を推進しています。

第1節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

近年、人々の学習需要が高まる一方で、学習内容が多様化・高度化するのに伴って、生涯学習社会実現への期待はますます高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

1 第8期中央教育審議会生涯学習分科会での議論

平成28年5月30日に中央教育審議会において、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

本答申の第二部においては、「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」として、一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備について提言されました。具体的には、人々の学習の成果を測る検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による、質の保証と社会的活用の促進について提言されています。また、学習成果を活用し新たな学習機会や様々な活動

に結び付けるため、ICTを活用した生涯学習に関する基盤の構想について提言されています。

本答申を踏まえ、文部科学省では、検定試験の自己評価や第三者評価について検討するための「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催するとともに、第三者評価に関する調査研究等を実施しています。

また、平成28年5月には企画部会を設置して審議を行い、29年1月に「意見のまとめ」を取りまとめました。その中で、今後の生涯学習分科会における生涯学習推進方策の検討に資することが期待される事項について、論点を整理しました。

2 障害者の生涯を通じた学習の支援

誰もが活躍できる全員参加型社会を実現するには、障害者がその全てのライフステージにおいて豊かで充実した生活を送れるようにすることが重要です。

障害者が、学校卒業後も生涯にわたって学び、生きがいを持ち、地域とつながることへの総合的な支援が求められることから、文部科学省では、全省を挙げて障害者施策の企画立案を進めていくため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設したところです。

今後、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けて、関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策を横断的かつ総合的に推進していきます。

3 社会人の学び直し

学校を卒業し、社会人となった後も、転職や昇進のために大学等で学び直しを行うことの重要性が高まっています。また、女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進等に向けて、社会人の学び直しが求められています。しかしながら、学費負担の問題や、企業ニーズに合ったプログラムが大学等にないといった理由により大学等において学び直しを行う社会人が増えていない状況です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、社会人の学び直しを推進し、多様なニーズに対応する教育機会の拡充を図るために、大学・大学院・短期大学・高等専門学校における社会人や企業等のニーズに応じた実践的かつ専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」(Brush up Program for professional (以下、「BP」とする。))認定制度(平成28年度までに183件を認定)や専門学校における産学連携による実践的な職業教育の充実を図る専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を制度化しています。

また、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発し実証する取組を推進する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施や、大学における社会人受入れの推進に資する制度の導入、放送大学における社会人や女性のキャリアアップに向けたオンライン授業科目等の開設など、学びやすい環境を整備するとともに、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用等を行っています。

さらに、社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応を特色の一つとして掲げる実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、平成28年5月に取りまとめられた中央教育審議会答申を踏まえ、29年3月10日、学校教育法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月24日に成立しました。

このほか、働き方改革の実現に向けて、高校中退者等への学習相談・学習支援の取組や、

女性のリカレント教育をはじめとした社会人の学び直しの推進に関する取組等を行うこととしており、この旨は「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）にも記載されています。

4 専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年7月の「学校教育法」の改正において「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、平成27年度に制度創設40周年を迎えました。28年5月現在で3,138校が設置され、65万6,649人の生徒が学んでいます。

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程に分かれています。文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程を修了すれば大学入学資格が、専門課程を修了すれば大学院入学資格が得られます。さらに、一定の要件を満たす専門課程の修了生に対しては専門士及び高度専門士の称号が付与されています。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育が可能となり、また、26年度には企業等との密接な連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課程」として認定する制度が創設されました（認定学校数：902校、認定学科数：2,773学科（29年2月24日現在））。教育費負担の軽減を目的として、高等課程は、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学給付金の支給対象とされています。また、専門課程の生徒のうち希望する者は、日本学生支援機構による奨学金（29年度から実施される給付型奨学金を含む）の対象とされています。

グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化に伴い、職業人に求められる能力の一層の多様化が予想される中、専修学校においては、その柔軟な特性を生かし、また、各地域に根ざした職業教育機関として、様々な分野において必要とされる職業人材の養成に向けて、今後ますますその役割を果たしていくことが期待されています。

5 多様な学習機会の提供

（1）放送大学の充実・整備

放送大学は、テレビ・ラジオの放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しており、いつでも誰でも学ぶことができます。また、全国に「学習センター」等を設置し、学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しています。平成28年度第2学期現在で約9万人が学んでおり、これまでに150万人以上の学生が学び、9万人を超える卒業生を送り出しています。放送大学の学生は、職業・年齢・地域を問わず多様であり、学生の有職率は約7割、身体に障害を有する学生も約800人在籍しています。このように、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を果たしており、第2期教育振興基本計画を踏まえ、社会人等が学びやすい環境の整備等を一層進めています。

放送大学では、学部・大学院を合わせて300を超える科目が開設され、既存の学問分野にとらわれず学習者の目的に合わせて学ぶ科目を自由に選択することができます。また、特別支援学校教諭免許状をはじめとした各種資格に対応する科目の開講、特定分野の授業科目群を設定して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」などの実施によって、国民の多様化・高度化する学習需要に応えています。さらに、女性のキャリアアップや幼保連携型認定子ども園の特例制度に定められた科目を学べるオンライン授業の配信を開始するなど、より社会のニーズに対応した学習の充実を一層進めています。

(2) 大学における生涯学習機会の提供

生涯学習社会の実現に向けて、各大学（短期大学を含む。）においては、地域社会における「知の拠点」として、社会人入試、夜間・昼夜開講制、科目等履修生、通信教育、履修証明制度、公開講座などを実施しています。このうち、公開講座は多くの大学で開講され、大学における教育と研究の成果を直接、地域住民などに学習機会として提供する役割を担っています（平成26年度は、少なくとも968大学で4万5講座が開講され、172万8,387人が受講）。

(3) 社会通信教育

文部科学省では、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。平成29年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は、25団体109課程であり、28年における1年間の延べ受講者数は約7万3,000人となっています。

(4) 民間教育事業者、NPO法人との連携等

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、社会づくりや地域づくりの重要な担い手として、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。文部科学省では、民間団体と行政の協働による取組の充実を図るため、民間のノウハウを生かした各種のモデル事業や調査研究などを実施するとともに、教育関係NPO法人の先進的な取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

6 学習成果の評価・活用

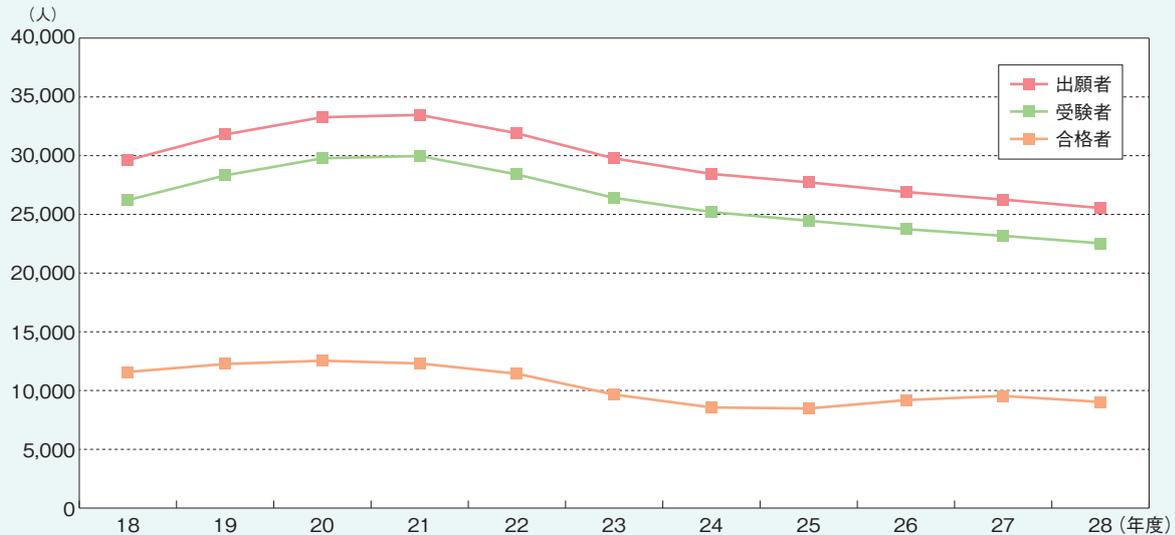
(1) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者などに対して、高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。

平成28年度における延べ出願者数は2万5,535人、受験者数は2万2,539人、合格者数は9,028人となっています（[図表2-3-1](#)）。また、出願者のうち約半数となる49.2%を高等学校中途退学者が占めています。このように、高等学校卒業程度認定試験が高等学校等の中途退学者などの再チャレンジの機会となっていることが分かります。

試験合格者のおよそ半数は大学等に進学していますが、この試験は、就職などの機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省では、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるよう、パンフレットやポスターの配布などによって制度の周知に努めています。

図表 2-3-1 高等学校卒業程度認定試験の出願者・受験者・合格者数



※合格者は、全科目合格者であり、一部科目合格者を除く。

(出典) 文部科学省調べ

(2) 学校外における学修の単位認定

高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、②知識・技能審査の成果に関する学修、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修など、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断によって学校の単位として認定することが可能となっています。

大学等においては、教育内容の充実に資するため、大学教育相当の学修など大学以外の教育施設などにおける学修について、当該大学等における単位として認定できることとしており、561大学（全体の76.0%（平成25年度））において活用されています。

(3) 大学改革支援・学位授与機構による学位授与

大学改革支援・学位授与機構では、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、学位を授与しています。平成27年度からは、大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対して学位（学士）を授与する、新たな制度を設けました。28年度末までに、①短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学習を行った場合に当たる者として延べ4万8,638人に、②同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ2万7,593人に学位を授与しています。

(4) 準学士・短期大学士・専門士・高度専門士の称号の付与等

高等専門学校卒業生には「準学士」の称号が付与され、短期大学卒業生には「短期大学士」の学位が授与されています。

専門学校修了者については、修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上といった要件を満たしていると文部科学大臣が認めた課程の修了者には「専門士」の称号が付与されます。また、修業年限が4年以上で、総授業時数が3,400時間以上といった要件を満たして

いると文部科学大臣が認めた課程の修了者には「高度専門士」の称号が付与されます。

第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 少子化対策

我が国で急速に進行している少子化問題に関し、政府は「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」及び同法に基づく「少子化社会対策大綱」などに基づいて対策を推進しています。これらを踏まえ、文部科学省では、①教育費の負担軽減、②認定こども園の設置促進や幼稚園における預かり保育・子育て支援の充実、③地域住民等の参画による学校の支援、放課後等における子供たちの学習や体験・交流の機会の提供、親の学習機会の提供などによる家庭教育の支援など地域の実情に応じた教育支援活動の推進等に取り組んでいます。

2 高齢社会への対応

文部科学省では、学びを通じて高齢者が地域の課題解決のために自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備するために、行政、大学、NPO法人及び企業等が参画する研究協議会である「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催しています。平成28年度は、10月から12月にかけて北海道平取町、島根県雲南市、愛媛県新居浜市、東京都文京区でそれぞれフォーラムを開催しました。

3 人権教育の推進

文部科学省では、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。平成28年度においては、6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）、12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）に関する通知を教育委員会等に発出し、各法律の施行及び理解促進のための周知を図りました。

学校教育では、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例の収集・公開等によって、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実に支援しています。また、学校現場において拉致問題を考える機会を提供するため、政府の拉致問題対策本部が教育委員会の人権教育担当者に対して拉致問題の解決に向けた取組を周知しています。

社会教育では、社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っています。

4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

(1) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取組を進めています。文部科学省では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日

閣議決定)に示された施策の方向性等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

(2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを図っています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導するとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導に努めています。また、女性教員の管理職登用について、各種会議をはじめ様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働き掛けました。さらに、高等教育機関に対しては、各種会議をはじめ様々な機会を捉えて、国公私立大学及び高等専門学校の教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促しました。

社会教育においては、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。

平成28年度は「地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討」において、大学等における保育環境の整備と活用の状況について把握するとともに、先進事例における課題等について事例調査を行いました。また、大学等における地域と連携した保育所の設置や新たな保育サービスの実施に向けた、保育環境整備のプロセス等についての実証的検証を5大学において実施し、大学等における保育環境を整備するためのモデル構築を図りました。

また、「男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」において、一旦離職した女性が学びを通じて社会で活躍できるよう、地域の好事例の調査を行うとともに、その事例を普及させるための「女性の学び応援フェスタ」を青森県青森市と東京都渋谷区で開催しました。さらに、自身の将来の生き方を思い描き、その実現のために計画を立てるライフプランニングの力を身に付けさせるために、高校生が進学や就職、結婚、出産、育児などのライフイベントを自らの問題として受け止め、人生の進路を考えることができるような教材作成のための調査研究を行いました。

(3) 国立女性教育会館における活動

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館(NWEC:ヌエック)は、「研修」、「調査研究」、「広報・情報発信」、「国際貢献」の四つを有機的に連携させながら、国内の男女共同参画を推進するための事業を展開しています。

平成28年度は、女性団体、男女共同参画センター、地方公共団体、大学、企業等に対し、それぞれの分野での男女共同参画を進めていくためのリーダー等に対する研修を実施するとともに、これらの機関や組織のネットワークの形成を支援しました。国際的な取組としては、アジア地域における男女共同参画推進のための人材育成と国際的なネットワークの形成を図るため、「アジア地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」を実施しました。

これらの研修等の土台となる調査研究や関連する専門情報の収集・提供の充実を図るために、企業における男女の初期キャリア形成過程についての追跡調査を継続するとともに、企業や大学等の取組に資する情報収集を重点的に行いました。

さらに、新たな試みとして放送大学と連携して、女性のキャリアデザインに関するオンライン講座「女性のキャリアデザイン入門(16)」を開発・運用するとともに、eラーニングを活用し、これまでに実施した研修やセミナーの様子をウェブサイトで配信しました。

5 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進が図られていますが、痛ましい児童虐待は後を絶ちません。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が平成27年度には10万3,286件と過去最多になるなど、児童虐待は依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっています。

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省では、以前から都道府県などを通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点等について周知しています。また、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育支援の充実を図っています。平成28年6月に発出した通知では、児童虐待防止対策として①児童虐待の早期発見、②児童虐待への早期対応、③関係機関との連携の強化、④学校等から児童相談所への情報提供、⑤学校等の間の情報共有、⑥児童虐待等に係る研修の実施を行うことを教育委員会等に周知しました（平成28年6月20日付け 生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長連名通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」）。

政府においては、関係省庁が連携し、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図るため、平成27年12月21日に、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（愛称：すくすくサポート・プロジェクト）を「子どもの貧困対策会議」（会長：内閣総理大臣）において決定しました。同プロジェクトも踏まえ、文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの外部の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実や、訪問型家庭教育支援の充実に努めていくこととしています。

6 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が求められています。文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及びこれに基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）並びに「消費者基本計画」（27年3月24日閣議決定）を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進しています。

学校教育では、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき消費者教育を推進しています。平成29年3月には中央教育審議会答申（28年12月）を踏まえ、小中学校の学習指導要領を改訂し、関連する教科等において消費者教育に関する内容の更なる充実を図っています。また、各学校の指導の改善に資するよう都道府県教育委員会等に委託して、消費生活や経済に関する内容などを含めた体験的・実践的な学習プログラムの開発について調査研究を行っています。

社会教育では、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場として、「消費者教育フェスタ」を開催しています。平成28年度は、徳島県徳島市、石川県金沢市、栃木県宇都宮市の3か所で開催し、有識者による基調講演やパネルディスカッション、実践者による事例報告や授業公開などを実施しました。特に、パネルディスカッションでは「消費者教育の指導者用啓発資料」を題材に、消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割、指導者が消費者教育を行う上でのヒントや関係者が相互に連携して取り組む手法等について意見を交わしました。

また、地域においては、消費者教育アドバイザーを大分県等6か所に派遣するとともに、先進的な消費者教育についての調査研究を3大学・1団体で実施しました。

7 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育の意義

現在、地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題がある中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築することが大切であり、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。特に、「教育基本法」においても、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(第2条第4号)と規定されているように、将来を担う子供たちに対する環境教育は非常に重要な意義を持っています。

また、近年、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、「国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD)」の動きなどを踏まえ、平成23年6月に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立しました。文部科学省では、これらを踏まえ、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

(2) 環境教育・環境学習推進のための施策

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、社会科や理科といった教科ごとの学習だけでなく、総合的な学習の時間を活用した教科横断的な学習が児童生徒の発達段階に応じて行われています。さらに、「教育基本法」の改正などを受けて、平成20年3月に小・中学校、21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容を充実(例えば、小学校の社会科では「節水や節電などの資源の有効な利用」(3・4学年)、中学校の理科では、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察」(第1分野、第2分野)、高等学校の家庭科では、「環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する」(家庭基礎)など)しました。さらに、29年3月には、小・中学校の学習指導要領を改訂し、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしています。

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策として、米国が提唱し、平成27年時点で世界115の国・地域が参加している「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)」に参加する協力校の指定や、環境省との連携・協力による教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修(環境教育リーダー研修)などを実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設についても、環境に対する負荷を低減する取組を進めています。例えば、施設を環境教育の教材として活用したり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備や断熱化の仕組みや効果を学習したりするなど、学校を地域への環境教育の発信拠点とするため、関係省庁と連携しつつ、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進しています。

社会教育では、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

また、青少年の自然体験活動などを一層推進するため、全国的な普及啓発事業、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の取組を推進する教育CSR^{*1}シンポジウム等を実施するとともに、地域で持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援することにより、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発に取り組んでいます。国立青少年教育振興機構では、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動などの機会と場所を提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動などに対して「子どもゆめ基金」事業^{*2}による助成を行っています。

8 読書活動の推進^{*3}

読書は、子供にとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月17日閣議決定）を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

9 主権者教育の推進

平成28年夏に、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことから、文部科学省では、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育（主権者教育）を推進しています。

具体的には、総務省と連携して、政治や選挙等に関する副教材等を全国の全ての高等学校等に配布するとともに、高等学校における主権者教育（政治的教養の教育）の実施状況を調査し、各都道府県等による一層効果的な取組が進められるよう、調査結果を公表しました。

また、平成28年12月の中央教育審議会答申において、高等学校の必修科目として新たに「公共」を設置することや、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実が提言されました。これを踏まえ、29年3月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、社会科、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動など関連する教科等において主権者教育の充実が図られました。

さらに、大学等においても、各地方公共団体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期日前投票所の設置や、インターンシップなどを通じた学生等への啓発活動等が充実するよう、参議院議員通常選挙に向けて、大学等における先進的な取組を「第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について（依頼）」（平成28年5月13日付け 高等教育局長通知）、「第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について（依頼）」（平成28年5月16日付け 生涯学習政策局長通知）を通じて大学等に周知しました。

加えて、文部科学副大臣の下に検討チームを設置し、国家及び社会の形成者として必要な教育を社会全体で推進する観点から、平成28年6月に、学校のみならず家庭、地域において、政治の仕組みなどについて必要な知識を習得させるとともに、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるた

*1 参照：第1部特集第2節 3 (2)

*2 参照：第1部特集第2節 3 (3)

*3 参照：第1部特集第2節 2 (1)

めの取組を取りまとめました。

10 子供の貧困対策の推進

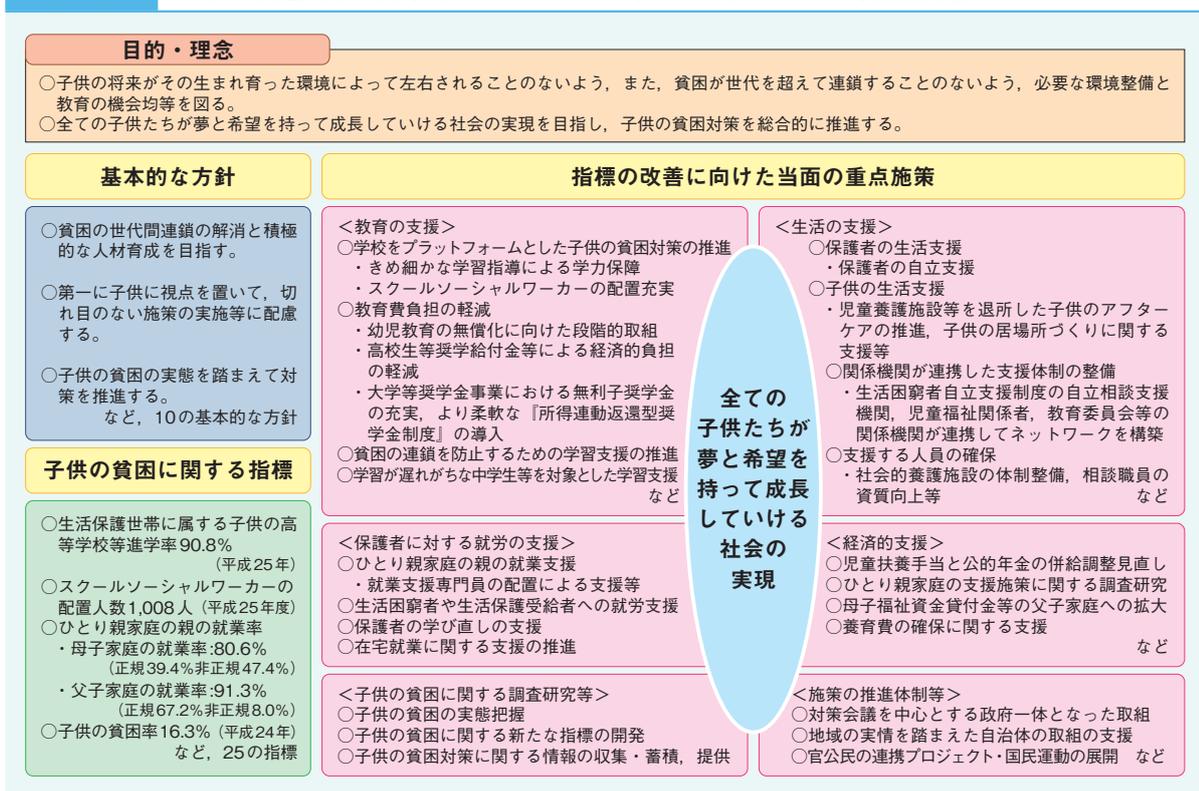
子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年6月に、国会の全会一致で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌26年1月に施行されました。

また、平成26年8月には、同法に基づき政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が閣議決定されました。

大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率や、スクールソーシャルワーカーの配置人数、子供の貧困率^{*4}等、25の指標を設定しています。

これらの指標の改善に向けては、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援、⑤子供の貧困に関する調査研究等、⑥施策の推進体制等といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています（図表2-3-2）。

図表 2-3-2 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）



大綱を踏まえて、文部科学省としては、まず、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担軽減として、

- ・幼児教育無償化の段階的推進^{*5}
- ・義務教育段階における就学援助の充実^{*6}

^{*4} 子供の貧困率：17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合であり、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。

^{*5} 参照：第2部第4章第13節 2

^{*6} 参照：第2部第4章第17節 2

- ・高校生等奨学給付金の充実^{*7}
- ・大学生等への無利子奨学金の充実や、給付型奨学金の創設（平成29年度新規）^{*8}

等に取り組んでいます。

また、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- ・貧困による教育格差の解消のための教員定数の加配^{*9}
- ・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充や貧困対策のための重点加配^{*10}

等に取り組んでいるほか、地域の教育資源を活用した子供の貧困対策として、

- ・困難を抱える親子が共に学び育つことを支援する地域の教育資源を活用した「教育格差解消プラン」の創設（平成29年度新規）^{*11}
- ・学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実^{*12}

等に取り組んでいます。

第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

1 社会教育推進体制の強化

(1) これからの社会教育行政の在り方

人々の学習に対する需要が高まり、その内容が多様化し高度化する中で、社会教育はその重要性を増しています。

平成25年1月に取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、今後の社会教育行政の方向性として、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学・民間団体・企業等の多様な主体と積極的に連携・協働して現代的・社会的課題に対応した取組を進める「ネットワーク型行政」の推進を通じて「社会教育行政の再構築」を目指していくことが示されました。

これを踏まえ、第2期教育振興基本計画においては、社会教育推進の基本的考え方として、地域における学習を活力あるコミュニティ形成^{きずな}・絆づくりに積極的に貢献できるものとすることや、社会教育行政が地域の多様な主体とより積極的に連携・協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図ることが明記されました。

さらに、中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置された、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」が平成25年7月に取りまとめた「審議の整理」に基づき、28年度においては、社会教育に関する専門的職員である社会教育主事の在り方と役割の明確化や、その養成カリキュラムの見直しについて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと協力して検討を進めています。

また、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会（平成25年1月））においては、様々な主体との連携・協働を構築するための「社会教育行政の再構築」の実施が必要であることなどについて提言されており、28年7月には「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」を開催しました。当該

*7 参照：第2部第4章第17節 [3](#)

*8 参照：第2部第5章第5節 [1](#)

*9 参照：第2部第4章第12節 [2](#)

*10 参照：第2部第4章第8節 [2](#)

*11 参照：第1部特集第2節 [2](#) (1) ⑤

*12 参照：第2部第3章第3節 [3](#)

「議論の整理」においては、具体的な「社会教育行政の再構築」を推進するための環境整備等の実施に関する課題が提示されており、地域住民から信頼され、様々な主体と連携・協働した地域創生・地域課題解決の推進のための取組がなされるよう、より具体的な社会教育制度の在り方等について検討を進めています。

今後も引き続き、社会教育推進体制について更なる検討を進め、社会教育の一層の振興を図っていきます。

(2) 人々の学習活動を支援する専門的職員の充実

教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関との効果的なネットワークを活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実に努め、学習活動の支援を行っています。

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題やニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を図っています。また、社会の状況に応じて、地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応する社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動が進むよう、様々な取組を行っています。平成28年度は、「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」において、各地域が共有する課題の解決に向けて協議を行う「学びを通じた地方創生コンファレンス」を全国6か所で実施しました。全国6か所で約2,000人の参加があり、参加者同士の積極的な対話によりネットワークが広がるなど、地域課題解決の取組が醸成される契機となりました。このような取組によって、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の活動がますます促進され、地域力活性化に資するよう普及・啓発を図っています。

公民館、図書館、博物館等の社会教育施設においては、地域の課題を適切に把握し、また、施設利用者である地域住民の意向を十分にくみ取った施設運営を行うことが重要です。さらに、その活動内容を客観的に評価・検証し、地域住民にも公開することを通じて施設の運営の質の向上を図っています。

(1) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしています。平成27年10月現在、公民館は全国に約1万4,000館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。文部科学省では、公民館が、少子高齢化、過疎化、災害対策、経済的な格差の拡大など地域が抱える様々な現代的課題を解決するために実施する取組を支援したり、社会の要請が高い学習機会の提供を推進したり、公民館職員の資質向上を図るための研修を実施したりすることを通じて公民館活動の充実に努めています。

学びのカフェ物語

～ひとが変わり まちが変わる～(広島県大竹市立玖波公民館)

玖波は広島県大竹市の東に位置し、人口約4,300人、世帯数約2,100世帯の町です。白漆喰の壁や格子の美しい町並みが残り、西国街道宿場町として栄えた当時の面影を残しています。昭和49年に建てられた玖波公民館は老朽化し、まちは、高齢化、少子化、人と人のつながりの希薄化などの地域課題を抱えていました。公民館は常連利用ばかりで貸館状態でした。

そこでマンネリ化した公民館の改革とイメージチェンジを行いたいと考え、平成23年7月に自主事業「学びのカフェ」を立ち上げました。従来の講師側の話聞くだけの講演・講座ではなく、①公民館のイメージを変える、②テーマを要求課題（貸館機能）から必要課題（地域課題）の解決に向けていく、③地元住民の参加意識を変えていくため、参加型交流の提案を行う、④地域の方が触れ合う時間＆空間を作りカフェタイムを設ける、⑤学びの場所を作る（学習機会の提供）、⑥広報媒体を（フェイブックやブログの活用など）現代社会のニーズにマッチさせる、といった様々な取組を始めました。

この「学びのカフェ」を毎月開催し、継続することで、地域住民同士のつながりを構築し、3年目には更に地域課題を地域住民と共に学び考え、その解決に向けた事業「地域ジン学びのカフェ」に発展し、地域住民がまちを元気にすることに意欲的になり、「地域ジンまちカフェプロジェクト」が誕生しました。

おしゃれな学びの空間を作り、参加者が一緒になって知性と感性を共有する交流の場が出来上がっていきました。そして、ふるさとを愛する心を育てて地域の地域資源を生かす取組を継続して行っていました。また、中学生地域ジンも誕生し、学校と地域と公民館をつなぎ、協働のまちづくりが行われるよう多世代交流を目指しました。

まちを変えるのは人であり、人が変われば、まちが変わっていきます。主役は地域住民です。そして自分の住んでいるまちに対して、みんなが誇りを持ち、自信を持ちます。

地域住民と共に歩いていく。地域の方々になくはない公民館と言われるような存在であるために、地域と向き合って進んでいきたいと思えます。今後の展開として、更に地域におけるコミュニティのエリアを拡大し、公民館を核としたまちづくり、まちおこしが活発に行われるよう、活動を継続していきたいと思えます。



ボジョレヌーボ解禁ワイン会&いい夫婦の日を公民館のロビーで開催の様子



「まちカフェ」オリジナルの垂れ幕

(執筆：大竹市教育委員会)

(2) 図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。平成27年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,308館、私立図書館が23館となっており、図書館数、利用者数は、近年着実な伸びを示しています。文部科学省では、24年4月に図書館法施行規則の一部改正を行い、図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学における司書養成課程等の改善・充実を図りました。また、図書館職員の資質向上に向けて、司書等の研修の充実に努めています。

図書館は、これからも「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されます。

Column No. 09

本の喜びを子供たちに 特別支援学校への支援事業

東京都立多摩図書館では「誰もが読書の楽しさと出会ってほしい」との考えで、都立特別支援学校での読書活動を支援しています。

支援の一つに、職員が学校に出掛けて行うおはなし会があります。子供たちの絵本の楽しみ方は様々です。絵そのものに興味を示す、音や言葉の響きを楽しむ、写真が好き、お話のストーリーを楽しむ等、何冊か読むうちのどこかで、子供たちは喜びを表現してくれます。そこで、絵本は、音や言葉のリズムを楽しむ絵本、繰り返しのフレーズを楽しむ絵本、創作物語絵本、知識の絵本等、違うタイプのものをそろえ、プログラムを組みます。読むときも、あえて子供が興味を持ちそうな部分だけを読む、絵本を一人一人の前に持って行き、文章以外の言葉でも語り掛ける等、障害の程度に応じて工夫するようにしています。ろう学校では手話を取り入れた読み聞かせやブックトーク、盲学校ではストーリーテリングによるおはなし会を行い、障害に応じた対応をしています。

このような実践を都内の特別支援学校や特別支援学級での読書活動に活用してもらうため、平成25年にガイドブック『特別支援学校での読み聞かせ 都立多摩図書館での実践から』を作成し、都内の特別支援学校、特別支援学級のある小中学校、区市町村立図書館に配布して、読み聞かせの研修に使用するほか、学校での選書の参考に利用してもらっています。

特別支援学校の子供たちは、一人で本を手に取り読むこと自体が難しい、言葉の理解が難しい等の理由から、読書経験に恵まれないことも少なくありません。そのため、身近にいる大人の支援が一層重要になります。

当館では、学校での読書環境整備への支援も行っています。学校図書館の開設に当たっては、書架のレイアウト、図書の分類や装備方法のアドバイス、購入する図書の選定等、要望に応じて行っています。また、修学旅行や校外学習に使用する図書を選び貸し出す、学習への支援も行っています。さらに教職員対象の読み聞かせの研修で講義を行うこともあります。以前研修を受けた教員と、後日、別の場所では、「読み聞かせを今も引き続き行っています。」と声を掛けていただくと、大変うれしい気持ちになります。繰り返し読み聞かせを行うことで、その度に子供は絵本から新しい発見をし、絵本への興味・関心を広げ、理解を一層深めます。

当館は、平成29年1月にリニューアルオープンし、「こどものへや」が大きくなりました。近隣の特別支援学校の子供たちが来館し、図書館利用の学習や読み聞かせに活用するなど、連携の場が広がり始めています。

特別支援学校の子供たちと本を結び付けるためには、図書館側も学校側も、担当者が

変わってもその意義を理解し、継続して取り組むことが必要です。今後も特別支援学校への支援を継続・充実させていきたいと思いをします。



絵本の読み聞かせ



冊子『特別支援学校での読み聞かせ』



教職員対象の研修

(執筆：東京都立多摩図書館)

(3) 博物館

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動を一体として行い、教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献する施設です。平成27年10月現在、登録博物館が895館、博物館相当施設が361館、博物館と類似の事業を行う施設が4,434館設置されています。文部科学省では、地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、博物館長や中堅の学芸員を対象とした専門的な研修を実施するとともに、学芸員を外国の博物館に派遣し、その成果を全国に普及することなどにより、博物館振興施策の充実に取り組んでいます。また、博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め、博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色ない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける学芸員養成課程などの改善・充実を図っています。

なお、2019（平成31）年9月にはICOM（国際博物館会議）京都大会の開催が決定しています。こうした国際大会は諸外国に対し我が国の文化を発信する絶好の機会となるため、国内外の博物館ネットワークの活用・強化を図るとともに、文部科学省としても、開催に向けて関係機関と連携しながら必要な協力を行っていきます。

(4) 国立科学博物館

国立科学博物館では、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています。

平成28年度は、展示活動においては、常設展示委員会を設置し、今後の常設展示の将来構想と改修計画に関する調査検討を行うとともに、オープン後12年が経過する地球館Ⅱ期部分を中心とした改修に関する基本構想を立案しました。また、入館者の要望に応え、資料解説を改善及び追加するなどにより、展示の魅力を一層感じられる観覧環境を整えました。さらに、「恐竜博2016」、「海のハンター展」、「世界遺産 ラスコウ展」等の特別展や、生物に学びながら私たちの暮らしを良くすることを目指す新しい学問「バイオミメティクス」を紹介した企画展「生き物に学び、暮らしに活かす―博物館とバイオミメティクス」、日本の自然や動植物を世界に紹介したシーボルトの貢献とその意義を紹介した企画展「日本の自然を世界に開いたシーボルト」、自然界における花粉と花粉症の発症の仕組みや対策について紹介した企画展「花粉と花粉症の科学」等を開催しました。

学習支援活動においては、青少年から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え、

共に考える機会を提供する展示や利用者の特性に応じた講座・観察会等を実施しました。また、全国約30か所での博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」を実施するとともに、自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象にした専門的研修や大学院生等を対象にしたサイエンスコミュニケーター*¹³の養成に努めています。

さらに、国立科学博物館の有する知的・人的・物的資源を生かし、全国各地の科学系博物館等と連携協働して、巡回展示や学習支援活動、研修等を実施しています。例えば平成28年度には、岩手県立博物館と連携協働して岩手県内の博物館等を結ぶ巡回事業を実施したほか、その他の地域の博物館において博物館関係者向けの研修を実施しました。

Column No. 10

萩まちじゅう博物館の中核施設としての博物館 (山口県萩市萩博物館)

萩は、江戸期に毛利36万石の城下町として繁栄しました。幕末から明治に掛けて近代日本の礎を築いた人材を数多く輩出し、「明治維新胎動の地」として有名です。萩の城下町は、往時の佇まいをそのまま保ち、今でも「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。

萩には、まちじゅうの至る所に歴史・文化・自然などの「おたから」が、市民の生活の中でそのまま息づき、大切に伝えられています。これらを現地でありのままに展示・保存されている資料と考えると、萩のまちは、まるで屋根のない広い博物館＝まちじゅう博物館（以下、「まち博」という。）とみなすことができます。

まち博の中核施設（コア）として萩博物館があります。平成16年の開館以来、協働のパートナーとして博物館を運営し、まち博を推進する市民組織がNPO萩まちじゅう博物館です。萩博物館は市の直営施設ですが、NPOが博物館の受付や館内ガイドなどを受託することで公立では珍しく年中無休で運営しています。NPO会員数は約200人で、自主活動も活発に行われています。

まち博は、萩のまちは掛け替えのない世界的遺産であることを市民自らが再発見することから始めました。萩市で本物の歴史や暮らしにじっくり触れることによって、観光客と市民との交流が深まり、萩の更なる魅力づくりの展開と活性化につながることを目指しています。



NPOのガイドによる小学生の館内授業

(執筆：萩市まちじゅう博物館推進課)

*¹³サイエンスコミュニケーター：人と自然と科学が共存する持続可能な社会を育むため、誰もが科学について主体的に考え行動するきっかけを提供し、人と人あるいは科学と社会をつなげる人材。

3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1) 地域と学校の連携・協働

文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会から答申された「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」及び、同答申を受け28年1月に策定した「『次世代の学校・地域』創生プラン」に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動など、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進しています。

平成29年3月、社会教育法の改正により、地域学校協働活動を実施する教育委員会が連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われたことを踏まえ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進していきます。

(2) 地域全体で子供を育む環境づくりの支援

放課後や土曜日等に地域の方々が子供たちと触れ合うことは、子供たちを健やかに育むための教育活動の場を提供するとともに、地域の方々にとっても、活動に参加することで新たに学び、これまでの知見や経験したことを活用、実践する機会にもなります。これらの活動は、地域の方々の生涯学習の場や、その成果の活用としての効果も期待されます。

文部科学省では、地域学校協働本部や放課後子供教室などの取組を支援し、地域全体で子供を育む環境づくりを進めています。

①地域学校協働本部

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動など、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進しています。本活動を推進するための体制である「地域学校協働本部」の基盤となる「学校支援地域本部」は、平成28年度は全国で4,527本部設置されています。

②放課後子供教室

平成19年度から保護者や地域住民の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため、放課後子供教室を推進しています。28年度は全国で1万6,027教室が開設されています。

放課後子供教室は、厚生労働省が共働き家庭等の小学校に就学している児童を対象に実施している放課後児童クラブと連携し、「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

③地域未来塾

平成27年度から、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中学生・高校生等に対して、地域住民の協力等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」の取組を推進しています。28年度は全国2,587か所で実施しています。



高知県南国市立稲生小学校の地域学校協働本部において、地域住民等が作成した河童のフィギュアを活用した学習を実施し、地域文化を継承。

④土曜日等の教育活動の推進

文部科学省では、子供たちの土曜日をはじめとした休日、放課後等における教育活動の充実を図るため、地域と学校の連携・協働による、土曜日等の教育活動を推進しています。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化しました。

平成26年度から、企業や団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材の協力により、特色や魅力のある教育プログラムを実施する地方公共団体や学校の取組を支援しています。

さらに、子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、趣旨への賛同を得た多様な企業や団体等を「土曜学習応援団」として、実社会での経験や専門知識、技術等を生かした出前授業や施設見学等の教育プログラムの提供を受ける取組の充実を図っています。

(3) PTAや青少年教育団体の実施する共済事業

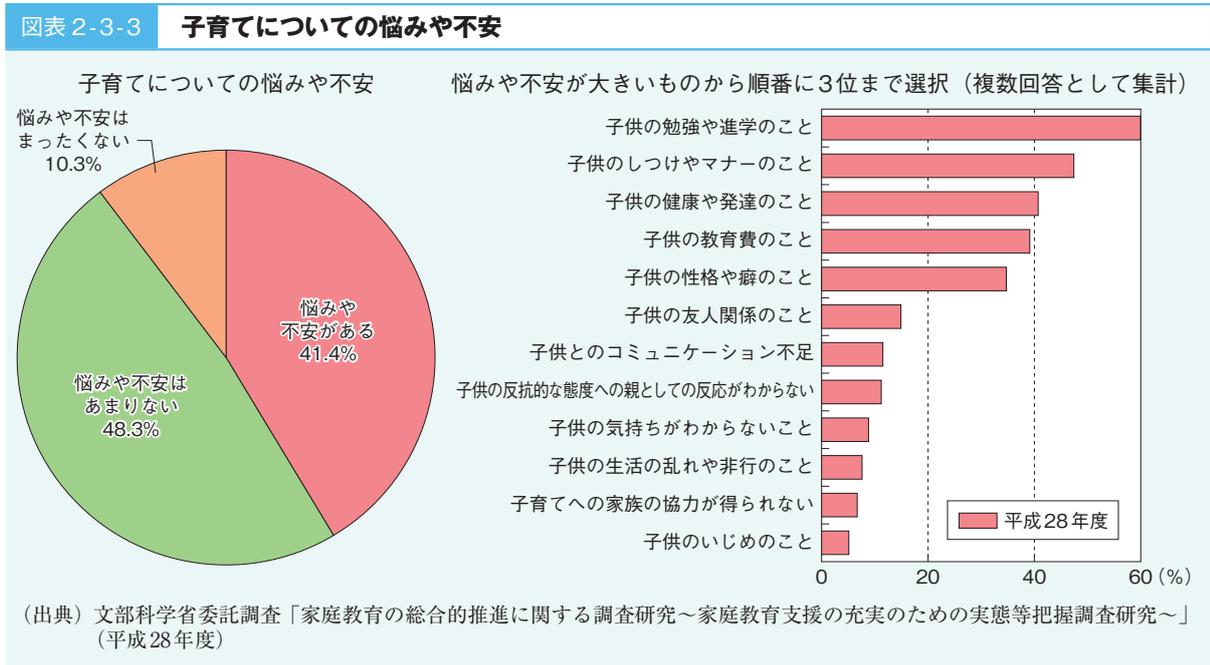
PTAや青少年教育団体等は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、行政庁の認可を受けて、共済事業を実施することができます。平成28年度末までに、全国で27団体が本法に基づく共済事業の認可を受けています。文部科学省では、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、行政庁である都道府県教育委員会や団体に対する研修会の実施や情報提供などの支援に努めています。

第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

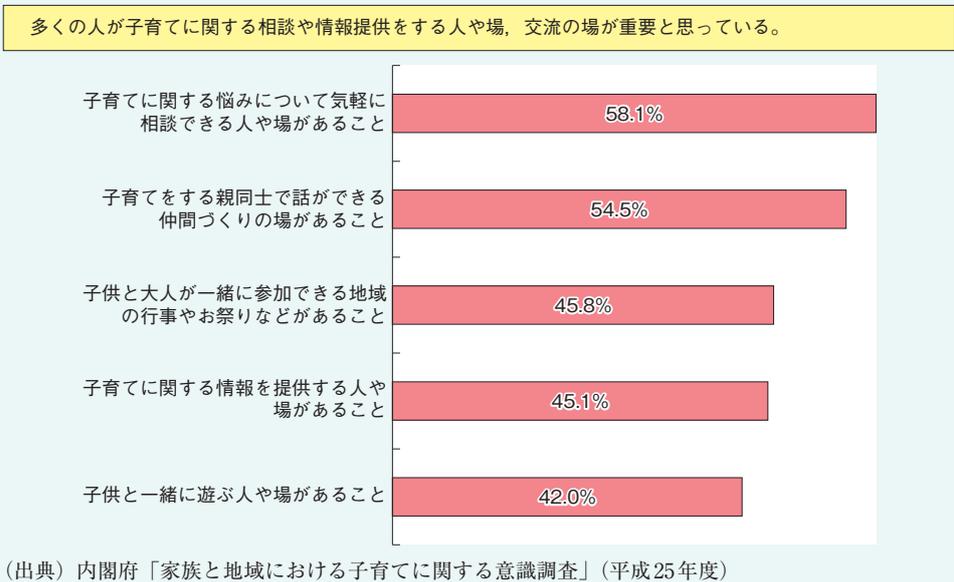
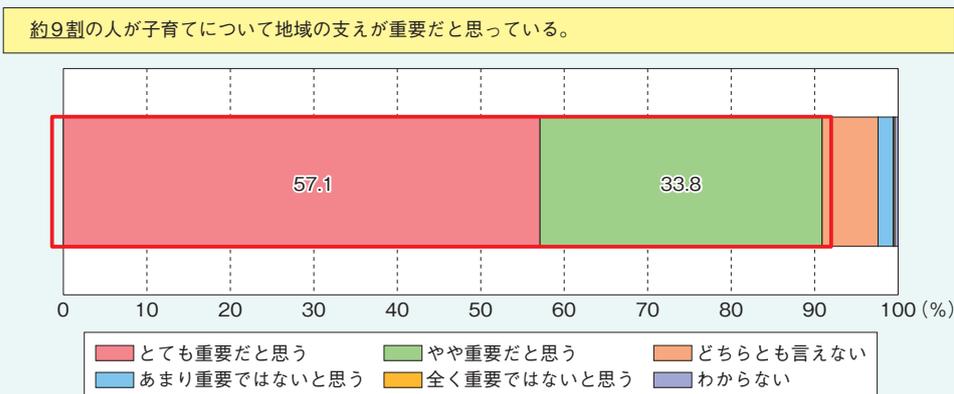
(1) 家庭教育の現状と課題

現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題等が生じています（図表2-3-3）。



このため、地域社会で子育てを支えることの重要性が認識されています（図表 2-3-4）。

図表 2-3-4 子育てする人にとっての地域の支えの重要性



第2期教育振興基本計画では、基本施策に「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」が掲げられ、身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、コミュニティの協働による家庭教育支援体制を強化することとしています。

(2) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

文部科学省では、平成28年度に、「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」を開催し、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討し、報告書を取りまとめました。

また、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」において、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整備されるよう、地方公共団体の取組を支援しています。平成28年度は、就学时健康診断や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施されました（28年度：3,955か所）。

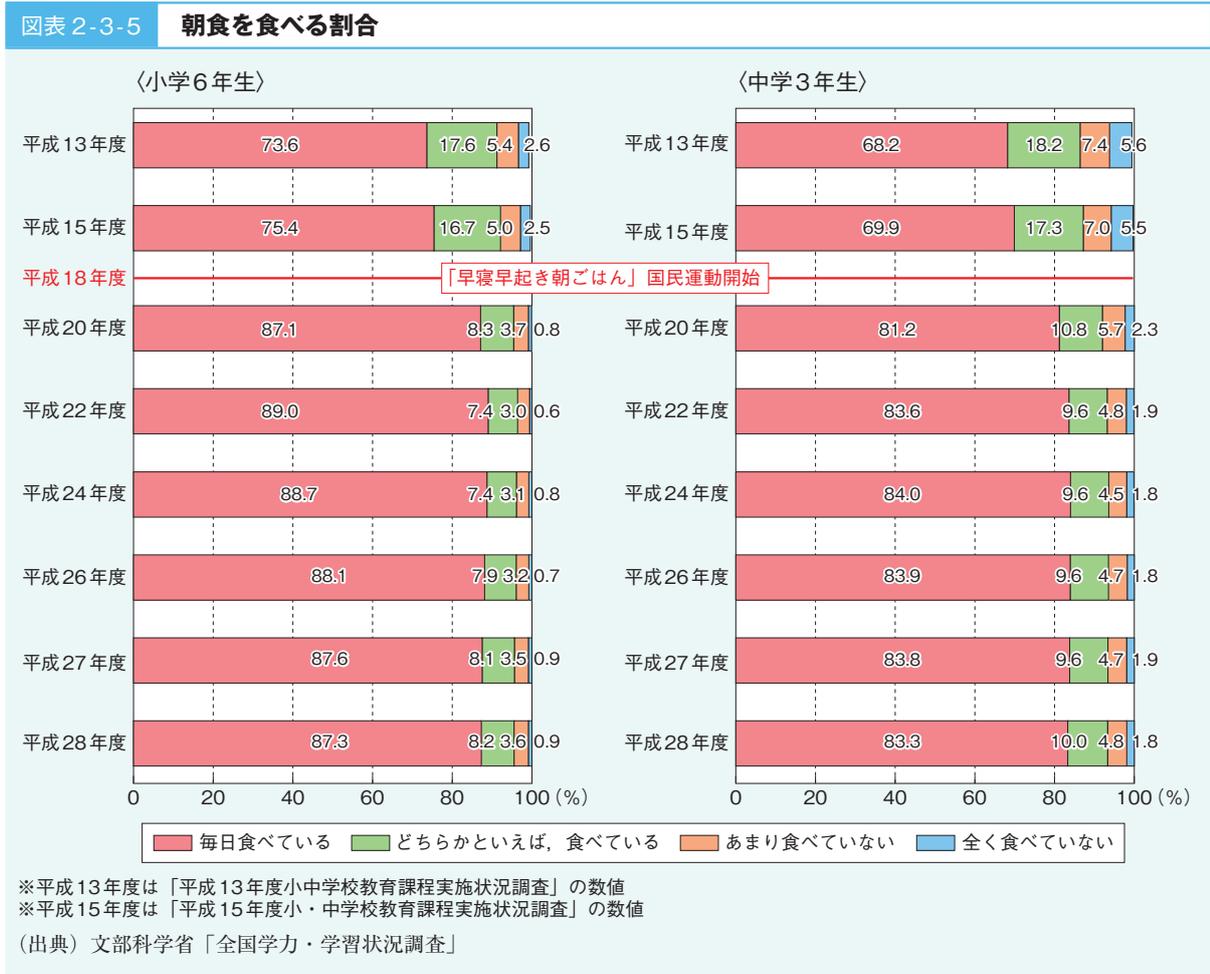
さらに、課題を抱えた家庭に対して、家庭を支援することにより課題の解決につなげていくことを目的として、平成28年度から新たに「地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業」を地方公共団体に委託して実施し、学校をはじめとした関係機関が協働した家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制のモデル構築を図りました。

このほか、地域住民、学校、行政、NPO法人、企業などの協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例などを活用した全国的な研究協議を行いました。

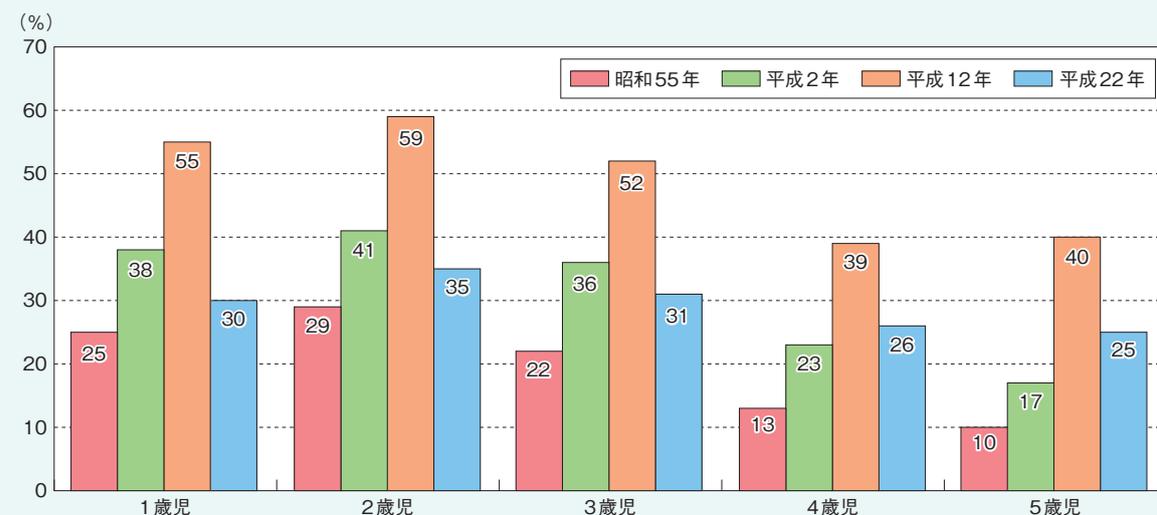
(3) 子供から大人までの生活習慣づくりの推進

① 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進と子供の基本的な生活習慣の現状

基本的な生活習慣の乱れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、同協議会と文部科学省の連携により「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきました。その結果、全国において、PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動が展開されており、子供たちの生活習慣に改善傾向も見られるようになってきています（図表2-3-5、図表2-3-6）。



図表 2-3-6 夜10時以降に寝る幼児の割合



(出典) 公益社団法人日本小児保健協会「幼児健康度調査報告書」

また、同協議会では、ウェブサイトによる情報提供を行っています*14。平成28年度は、運動開始10周年を記念し、記念誌の作成や記念式典・フォーラムを開催しました。

このほか、基本的な生活習慣の定着に向けた取組の一層の推進を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動などの子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特色ある優れた実践を行い、地域全体への普及効果の高いと認められるものに対し、文部科学大臣表彰を行いました。

(ア) 子供の睡眠習慣

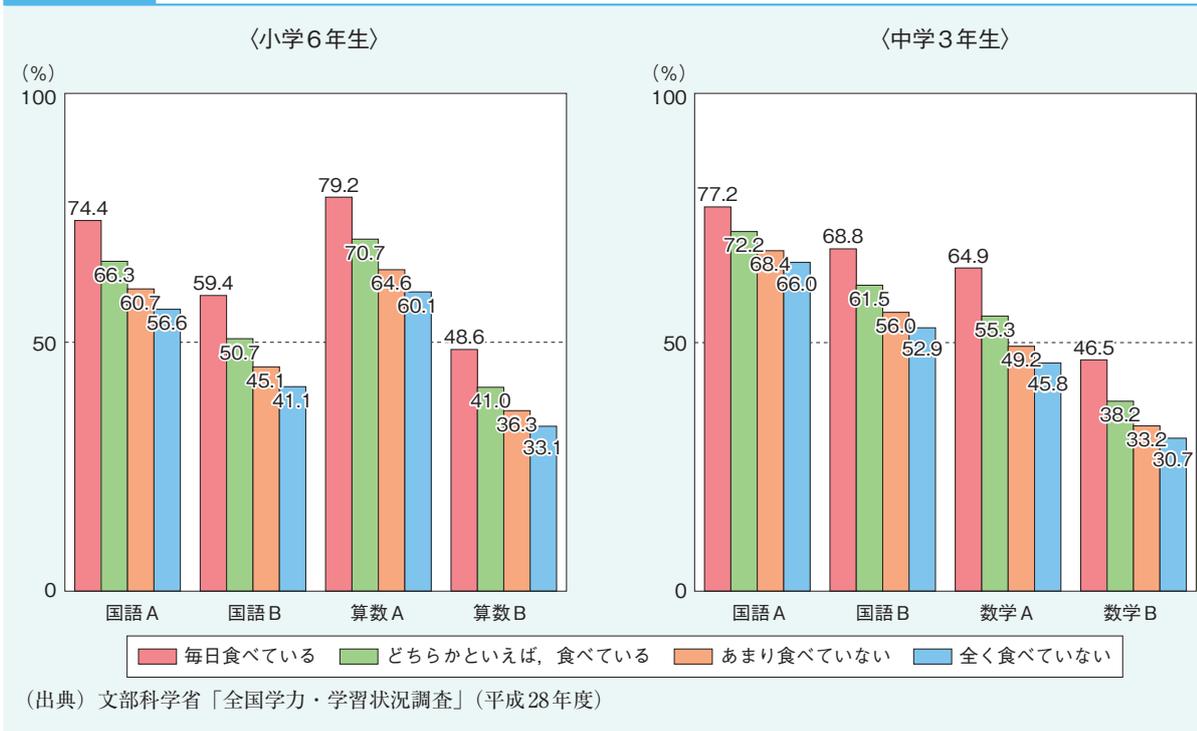
平成28年度において、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約80%、中学校3年生の割合は約75%、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約91%、中学校3年生の割合は約92%となっています。

(イ) 子供の朝食摂取

平成28年度において、朝食を食べないことがある小学校6年生の割合は約13%、中学校3年生の割合は約17%となっています(図表2-3-5)。また、毎日朝食を食べる子供の方が、「全国学力・学習状況調査」の平均正答率が高い傾向にあることが分かっています(図表2-3-7)。

*14 参照：<http://www.hayanehayaoki.jp/index.html>

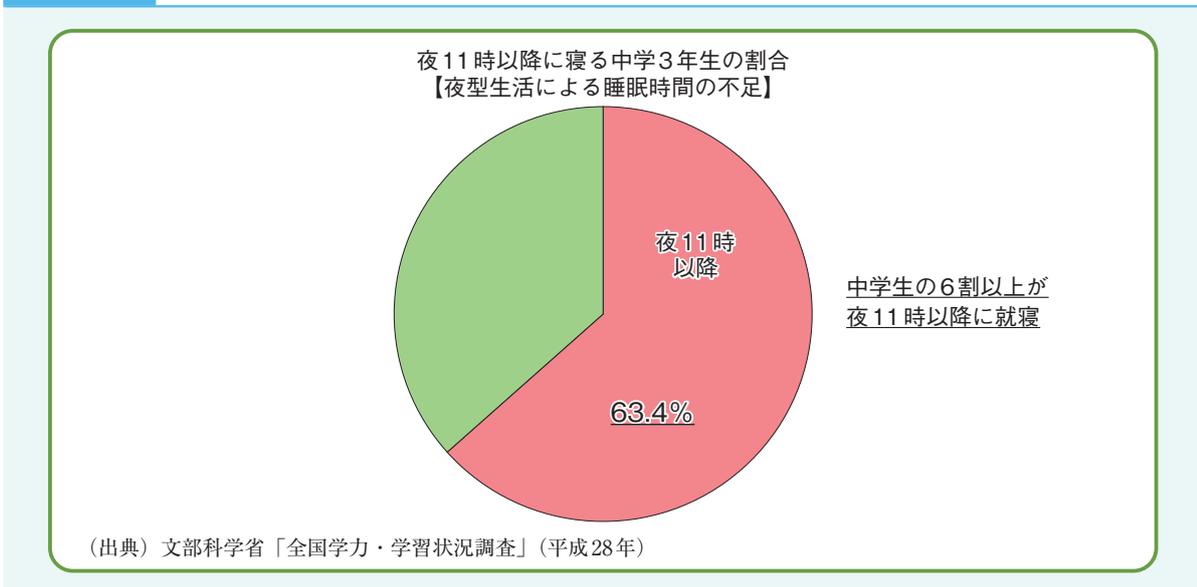
図表 2-3-7 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



②中高生を中心とした子供の生活習慣づくり支援

中高生の生活習慣については、中学校3年生の6割以上が夜11時以降に寝ているなど、朝食摂取も含め、大きな改善が必要な状況となっています(図表2-3-8)。

図表 2-3-8 夜11時以降に寝る中学3年生の割合



生活圏の拡大や行動の多様化等により生活習慣が乱れやすい時期である中高生の段階で、子供たちが自ら主体的に生活をコントロールする力を身に付けさせることは、子供たちの将来の自立のために極めて重要です。

このため、文部科学省では、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施しています。同事業においては、文部科学省が作成した中高生や保護者など

を対象とした普及啓発資料や指導者用資料を活用しつつ、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で、全国に周知することで、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を推進しています。

また、平成27年度に引き続き、全国の小学1年生とその保護者を対象とした「早寝早起き朝ごはん」リーフレットを作成し、配布しました。

2 青少年の健全育成の推進

(1) 学校・家庭・地域における体験活動の推進^{*15}

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

(2) 青少年を有害情報から守るための取組の推進^{*16}

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっています。

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています。

(3) 依存症予防教育の推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の^{てい}減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要となっています。

文部科学省では平成28年度より新たに「依存症予防教育推進事業」を実施し、全国的なシンポジウムを開催するとともに、社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等の取組を支援しています。

*15 参照：第1部特集第2節

*16 参照：第2部第11章第1節 **5**

